

下記の事項を十分にお読みください。

低圧個人【JDK-D02-01】

契約締結後交付書面

本書面は、お客さまと当社が締結した電力需給契約（以下「需給契約」といいます。）について、電気事業法第 2 条の 14 第 1 項に基づき重要な事項を記載したものです。

1.お客さまの契約者名・ご契約年月日・供給地点特定番号
契約内容一覧表に定めるところによります。
2.電気供給開始予定日
契約締結完了のお知らせメールに記載された使用開始日より開始いたします。 ※ただし、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「電力会社」といいます。）との手続き等により使用開始日が変更になる可能性がございます。
3.小売供給に係る料金
料金は 1 つの需要場所ごとに異なるため、別紙の電気料金表をご確認ください。 なお、料金は、最低月額料金または基本料金と電力量料金の他、再生可能エネルギー発電促進賦課金（電力需給約款別表第 1 条参照）、電源調達調整費（電力需給約款別表第 4 条参照）及び容量抛出金反映額（電力需給約款別表第 8 条参照）の合計とします。このうち、特に電源調達調整費及び容量抛出金反映額の概要については、本書末尾に記載のとおりとします。 燃料や電力の取引価格の変動により、電気料金の額は変動いたします。当該変動の額に上限はありません。
4.電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用負担
電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用は原則無料です。ただし、場合によっては計器取替えに伴う工事等について個別の費用負担が生じる可能性があります。その際は、当社又は電力会社のいずれかより事前にお客さまへ連絡させていただきます。
5.その他の負担
A. お客さまが次のいずれかに該当し、当社が電力会社の託送供給等約款に基づき電力会社から違約金の支払いを求められた場合、当社はお客さまから違約金相当額をお支払いいただきます。 イ. 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合。 ロ. 電気工作物の改変等によって不正に電力会社の電線路を使用し、又は電気を使用した場合。 ハ. 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合。 ニ. 低圧電力の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯又は小型機器を使用した場合。 B. お客さまが支払期日を経過してもなお料金を支払わない場合には、当社は支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて、未払いの債務の合計金額に年 14.5 パーセントの割合を乗じて算定した金額の遅延損害金を申し受けます。 C. お客さまが故意又は過失によって電力会社の設備を損傷・亡失し、当社が託送供給等約款に基づき電力会社から賠償金の支払いを求められた場合、当社はお客さまから賠償金相当額をお支払いいただきます。 D. お客さまが支払期日を経過してもなお料金を支払わない場合等には、当社に対して保証金を預けていただくことがあります。

E. お客さまが契約電流、契約容量を超えて電気を使用された場合には、電力会社及び当社の責めとなる理由を除き、当社は当該超過分につき電力需給約款により計算される基本料金の 1.5 倍に相当する金額を契約超過金としてお客さまから申し受けます。	
6.不利益事項	
従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。契約内容が不明の場合は従前の小売電気事業者にご確認ください。 A. 過去電力使用量の照会不可。 B. 契約期間中の解約に伴う違約金の発生。（複数年契約などの場合） C. 発行ポイントの失効。 D. 継続利用割引に適用される継続利用期間の断絶。	
7.契約電力又は契約電流容量の定め	
従量電灯 1：原則、契約電流 10 アンペア以上 60 アンペア以下 従量電灯 2：原則、契約容量 6 キロボルトアンペア以上 50 キロボルトアンペア未満 低圧電力：原則、契約電力 50 キロワット未満 契約電流は、お客さまのお申し出によって定めます。この場合、原則として、契約電流に応じて一般送配電事業者の電流制限器その他の適当な装置または電流を制限する計量器を取り付けます。 契約容量または契約電力は、別に定める場合を除き、原則として、あらかじめお客さまにご用意いただく契約主開閉器の定格電流をもとに算定いたします。	
8.供給電圧及び周波数	
供給電圧：交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルト、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト/および 200 ボルト、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトのうち従前のものと同じとします。 周 波 数: 60Hz、50Hz のうち従前のものと同じとします。	
9.供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法	
A. 計測は、電力会社が行います。 B. 料金は、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。 C. 料金の算定期間は、以下のとおりといたします。	
2023 年 4 月 30 日まで	料金の算定期間は、当月 1 日から末日までの期間といたします。ただし、電気の供給開始時における料金の算定期間は供給開始日から同月の末日までの期間とし、需給契約の消滅時における料金の算定期間は、直前の 1 日から消滅日の前日までの期間といたします。
2023 年 5 月 1 日以降	料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給開始時における料金の算定期間は供給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、需給契約の消滅時における料金の算定期間は、直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 ※2023 年 5 月 1 日起算の料金の算定期間は、2023 年 5 月 1 日から同年 5 月の検針日の前日までの期間となります。
10.小売供給に係る料金その他のお客さまの負担となるものの支払方法	
A. 電気の計量日または検針日以降に、口座振替、クレジットカード払いまたはコンビニ支払いで	

お支払いいただくものとし、別途当社所定の様式によりお客さまが選択するお支払方法といたします。お客さまが選択したお支払方法は、マイページのご登録情報でご確認いただけます。 B. 電気料金の請求は、原則として当社 Web サイトのお客さま専用ページ（マイページ）へ掲載する方法により行います。当社はマイページ上に請求額にかかわる電子データを登録したことをもって、お客さまへの請求を行ったものとしします。 C. お客さまの料金は、当社が請求を行った月の末日までに支払っていただきます。ただし、コンビニ支払いの場合、支払期日は別途当社が定めない限りコンビニ払込用紙の発行日から 14 日以内とします。 D. 支払日は、支払方法が口座振替の場合電力需給約款で定める口座振替支払いがされる日、クレジットカード払いの場合電力需給約款で定めるクレジット支払いがされる日とし、原則として電気料金の請求日にお知らせします。 E. コンビニ支払いについて、コンビニ払込用紙の発行手数料として、コンビニ払込用紙 1 通あたり 300 円（税込）を支払っていただきます。また、2025 年 2 月 1 日以降、支払期日から一定期間が過ぎてもお支払いの確認がとれない場合、ご請求の度に、請求金額に回収事務手数料 297 円（税込）/1 回（最大 3 回、合計 891 円）を加算いたします。なお、当社は、当社が別に定めない限り、お客さまの料金を当社が指定する後払い決済提供事業者に債権譲渡します。お客さまは当該債権譲渡について、相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効、取消、解除の抗弁、消滅時効に係る抗弁、弁済等による債権の消滅その他一切の抗弁を放棄し、異議なく承諾するものとしします。
11.託送供給等約款に定められたお客さまの責任について A. お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害したり、電力会社の設備に支障を及ぼしたりする場合には、お客さまの負担で必要な措置を講じていただきます。 B. 当社及び電力会社は、必要と認められる業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。 C. 電力会社が需要場所に電気の供給に必要な設備を施設する場合、お客さまには当該設備の施設場所を電力会社は無償で提供していただきます。 D. 電力会社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合、電力会社は、その電気工作物を無償で使用するができるものとしします。 E. お客さまは電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合、電力会社及び当社に速やかにその旨を通知していただきます。また、お客さまが電力会社の供給設備に直接影響をおよぼすような物件の設置、変更又は修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を電力会社及び当社に通知していただきます。 F. お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについて、電力会社が調査する場合、当該調査にご協力いただきます。
12.お客さまからの申出による需給契約の変更又は解除の方法、期間制限、違約金その他の負担 A. お引越しに伴う解除については、解除を希望される日の 1 か月前までに、本書面下部に記載の連絡先までご連絡ください。 B. お客さまが、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、もしくは増加した後 1 年以内に電気の使用を終了しようとし、又は契約容量もしくは契約電力を減少しようとした場合において、当社が託送供給等約款に基づき電力会社から料金および工事費等の支払いを求められたときは、当社はお客さまから、当該料金および工事費等に相当する金額をお支払いいただきます。 C. 需給契約の解除日が、検針日以外の日であった場合は、当該月の基本料金は、直近の検針日から解除日までの日数で日割りした金額を、お支払いいただきます。

D. 供給開始日が属する月から起算して 12 ヶ月目の末日までに供給契約が終了する場合、契約解除料として 3,000 円（不課税）をお客さまにお支払いいただきます。ただし、建替により解約する場合で建替後も当社とご契約いただく場合や、その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合を除きます。
13.需給契約の成立及び契約期間、更新 A. 需給契約は、当社がお客さまからの申込みを承諾したときに、電力需給約款の定めに従い、お客さまと当社との間で成立します。 B. 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。 C. 契約期間満了に先だって需給契約の消滅又は変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものいたします。
14.当社からの申出による需給契約の変更又は解除 A. 当社は、託送供給等約款の変更、関係法令等の改正、社会・経済情勢の変動等により当社が必要と判断した場合には、電力需給約款及び電気料金メニューを変更する場合があります。その場合には、あらかじめその効力発生時期を定め、変更する旨及び変更後の内容を当社のホームページに一定期間掲載することでお知らせいたします。 B. 支払期日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合や、お客さまが当社の電力需給約款に違反した場合には、当社から需給契約を解約することがあります。
15.供給の停止、中止 A. お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合や、お客さまが当社の電力需給約款に違反した場合には、電力会社により電気の供給の停止が行われることがあります。 B. 非常変災、設備の故障、修繕その他電気の需給上又は保安上必要がある場合、電力会社が電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限することがあります。
16.損害賠償の免責 A. 当社が小売電気事業者として電気を提供する場合であっても、電気の送配電はすべて、供給設備を維持及び運用する電力会社が自らの託送供給等約款に基づき行います。そのため、電気の供給の中止、使用の制限、供給の停止、需給契約の解除、漏電その他の事故があっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。 B. 電力会社が維持及び運用している電気工作物、電気機器その他の設備について、当社はお客さまに対して何らの責任を負いません。 C. 電力会社の責めとなる理由があることをもって、当社の責めとなる理由があることにはならないものとしします。
17.電子交付について 当社は、電気事業法その他の関係法令等に基づく書面交付については、原則として、お客さまが登録した連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含みます。）を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法（なお、いずれの場合も PDF ファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。）等その他の情報通信の技術を利用する方法にて行うものとしします。

- 18.暴力団排除
- A. お客さまには、自己及び自己の役職員、家族、同居人等が暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと、暴力的な要求行為を行わないこと等について将来にわたって確約していただきます。

B. お客さまが当該確約に違反した場合、当社は需給契約の解除その他必要な措置を講ずることができるものとします。

19.管轄裁判所

需給契約に起因又は関連して発生する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって専属管轄裁判所といたします。

20. 附帯サービス（つながる修理サポート（Z））について
- A. くらしプラン T またはしごとプラン T のお客さまは、匠ワランティアンドプロテクション株式会社（以下「匠 W&P」といいます。）が提供する「つながる修理サポート（Z）」（以下、本欄において「本附帯サービス」といいます。）を利用することができます。なお、本附帯サービスの利用契約はお客さまと匠 W&P の間で締結されるものとします。

B. 本附帯サービスのサービス内容は、匠 W&P が定める「つながる修理サポート（Z）規約」（以下「本附帯サービス利用規約」といいます。）の規定のとおりとし、お客さまは本附帯サービスの利用にあたり、当該本附帯サービス利用規約に同意の上、その定めに従うものとします。

C. 本附帯サービスの利用開始日は、本附帯サービス利用規約の定めにかかわらず、電気の供給開始日の属する月の翌々月 1 日とします。

D. お客さまは、お客さまと匠 W&P との間の本附帯サービスの利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で匠 W&P が当社に対して譲渡すること、および、当該債権譲渡に基づき、当社または当社の業務委託先がお客さまに対して、E の附帯サービス料金を請求することに同意するものとします。なお、この場合において、匠 W&P および当社は、当該債権譲渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

E. 附帯サービス料金は、C に定める本附帯サービスの利用開始日が属する月から発生し、月額 550 円（税込）とします。

F. お客さまは、契約期間中であっても、本附帯サービス利用規約の規定に基づいて本附帯サービスの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできません。

G. お客さまと当社との供給契約が終了した場合、お客さまと匠 W&P との間の本附帯サービスの利用契約は、本附帯サービス利用規約の規定にかかわらず、当該供給契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。なお、この場合、本附帯サービスの利用契約の終了に係るお客さまの手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代行するものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。

21. 附帯サービス（れいわ(RE100)プラン）について
- A. お客さまは、すべての契約種別において、お客さまの任意により選択的に、以下に定める内容の「れいわ(RE100)プラン」（以下、本欄において「本附帯サービス」といいます。）を電力需給契約に附帯することができます。

B. 本附帯サービスは、当社がお客さまに供給する電気について、一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場において当社が購入する非化石証書（一般社団法人日本卸電力取引所が定める「一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程」の定義に従うものとし、以下同様とします。）を使用し、実質的に再生可能エネルギー100%として供給するよう努

- め、かつ実質的な二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）を 0kg-CO2／kWh とする環境価値を付与するよう努めるオプションサービスです。

C. 本附帯サービスにおいて当社がお客さまに供給する電気に用いる非化石証書は、再生可能エネルギー指定のものとし、発電所や電源の種類を特定するものではありません。

D. 本附帯サービスを附帯するお客さまの電気料金は、電力需給契約における各契約種別の電力量料金単価について、本附帯サービスの料金相当額として 2.0 円（税込）／kWh を増額した金額を適用するものとします。

E. お客さまの電力使用量が当社の想定を上回る場合や、非化石証書の調達状況が悪化した場合、及び天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合で当社がやむを得ないと判断した際は、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が 100%とならないこと、または二酸化炭素排出係数が実質的にゼロとならないことがあるものとし、これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責めを負わないものとします。

お問い合わせ窓口：Japan 電力株式会社 050-2030-4643 受付時間 10:00～18:00（定休日：年末年始）

小売電気事業者：Japan 電力株式会社（小売電気事業者登録番号 A0179）

東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号

代表取締役 中田 裕介

販売の媒介または代理を行う事業者：

■電源調達調整費について

電源調達調整費は、燃料費等調整額（電力需給約款別表第 5 条参照）、グリーン促進費（電力需給約款別表第 6 条参照）および託送サービス変動相当額（電力需給約款別表第 7 条参照）の総称をいい、各契約種別における料金にその加減を適用いたします。

■燃料費等調整額について

燃料費等調整額とは、使用電力量に対して、【〔固定電源①比率×燃料費調整単価〕＋〔固定電源②比率×固定電源調達費調整単価〕＋〔変動電源比率×変動電源調達費調整単価〕＋離島ユニバーサルサービス調整単価】の算式により算定する燃料費等調整単価を乗じた金額をいいます。なお、燃料費等調整単価が 0 より大きい場合に加算、0 より小さい場合に減算となります。

当社が仕入れる電力の全体に比して、固定電源①が占める割合を固定電源①比率、固定電源②が占める割合を固定電源②比率、変動電源が占める割合を変動電源比率といい、固定電源①比率、固定電源②比率および変動電源比率ならびに燃料費等調整単価は、それぞれ電力需給約款に定める時期および方法によりお客さまに開示するものとします。

なお、固定電源①、固定電源②および変動電源とは、当社の電力仕入において、それぞれ以下のとおり定めるものをいいます。

固定電源①	一定期間・一定量の電力の固定単価を定めたくえて、燃料費の変動に基づく一定の調整をおこなった価格で調達するもの
固定電源②	一定期間・一定量の電力を固定価格で調達するもの
変動電源	一般社団法人日本卸電力取引所において変動する市場価格による仕入等、固定電源①または固定電源②のいずれにも該当しないもの

A.燃料費調整単価

電力需給約款に別途定義する平均燃料価格、基準燃料価格および基準単価に応じて、【(平均燃料価格－基準燃料価格)× 基準単価／1,000】の算式により算出いたします。燃料費調整単価は、平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は0円より小さくなり、平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は0円より大きくなり、そのいずれでもない場合は0円となります。

N月の起算日からN+1月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金の、N月の4ヶ月前の月の1日からN月の2ヶ月前の月の末日までの期間において算定した平均燃料価格に対応する燃料費調整単価を適用いたします。(例：5月の起算日から6月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金の、その年の1月1日から3月末日までの期間の平均燃料価格に対応する燃料費調整単価を適用)

B. 固定電源調達費調整単価

固定電源②による電力仕入の加重平均単価（以下「固定電源②調達単価」といいます。）と、電力需給約款に別途定義する還元基準値および追加請求基準値に応じて、【(固定電源②調達単価－還元基準値)× (1+消費税率)】または【(固定電源②調達単価－追加請求基準値)× (1+消費税率)】の算式により算出いたします。固定電源調達費調整単価は、固定電源②調達単価が還元基準値を下回る場合は0円より小さくなり、追加請求基準値を上回る場合は0円より大きくなり、そのいずれでもない場合は0円となります。

N月の起算日からN+1月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金の、N月の1ヶ月前の月の1日から末日までの期間の固定電源②調達単価に対応する固定電源調達費調整単価を適用いたします。(例：5月の起算日から6月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金の、その年の4月1日から4月末日までの期間の固定電源②調達単価に対応する固定電源調達費調整単価を適用)

C. 変動電源調達費調整単価

一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における1ヶ月間のエリアプライスの平均値に、電力需給約款に別途定義する調整係数を乗じた値（以下「変動電源調達単価」といいます。）と、電力需給約款に別途定義する還元基準値および追加請求基準値に応じて、【(変動電源調達単価－還元基準値)× (1+消費税率)】または【(変動電源調達単価－追加請求基準値)× (1+消費税率)】の算式により算出いたします。変動電源調達費調整単価は、変動電源調達単価が還元基準値を下回る場合は0円より小さくなり、追加請求基準値を上回る場合は0円より大きくなり、そのいずれでもない場合は0円となります。

N月の起算日からN+1月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金の、N月の1ヶ月前の月の1日から末日までの期間の変動電源調達単価に対応する変動電源調達費調整単価を適用いたします。(例：5月の起算日から6月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金の、その年の4月1日から4月末日までの期間の変動電源調達単価に対応する変動電源調達費調整単価を適用)

D. 離島ユニバーサルサービス調整単価

電力需給約款に別途定義する離島平均燃料価格および離島基準単価に応じて、【(離島平均燃料価格－52,500円)× 離島基準単価／1,000】の算式により算出し、九州電力送配電株式会社が供給区域とする供給地点のお客さまに限り適用いたします。離島ユニバーサルサービス調整単価は、離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は0円より小さくなり、離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は0円より大きくなり、そのいずれでもない場合は0円となります。

N月の起算日からN+1月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金の、N月の4ヶ月前の月の1日からN月の2ヶ月前の月の末日までの期間において算定した離島平均燃料価格に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価を適用いたします。(例：5月の起算日から6月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金の、その年の1月1日から3月末日までの期間の離島平均燃料価格に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価を適用)

※当社は、毎月1日時点において、還元基準値および追加請求基準値ならびに調整係数の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに事前に通知し、その内容を改定することができるものといたします。

※N月の起算日からN+1月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される燃料費等調整額の加減算は、当該料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、減算する燃料費等調整額の金額が当該料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求から減算するものとし、その後も同様とします。

※当社は、前述にかかわらず、当社の裁量により、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。但し、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点において適用していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

※その他の詳細は、電力需給約款別表第5条に定める内容をご確認ください。

■グリーン促進費について（2027年7月検針日以降に使用される電気に適用）

グリーン促進費とは、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「高度化法」といいます。）に基づき、電気事業者が講ずべき措置として目標値が定められている非化石電源比率の向上について、目標の達成に必要な非化石証書の調達等に係る費用に相当する額として当社が定める以下の算式により算定される金額といたします。

なお、グリーン促進費およびグリーン促進費単価の金額の単位は0.01円とし、その端数は小数第3位以下を切り捨てるものとします。

グリーン促進費
＝グリーン促進費単価（下記により算出される単価）×使用電力量（kWh）

グリーン促進費単価
＝（非FIT非化石証書の指定金額※1+非化石市場の売買手数料※2）×中間目標比率※3÷（1－損失率※4）×（1+消費税率）

※1「非FIT非化石証書の指定金額」とは、JEPXが定める非化石価値取引規程第11条に基づき設けられる価格制限のうち「非FIT再エネ指定非化石証書」または「非FIT再エネ指定なし非化石証書」の最高価格のいずれか高い方の価格をいいます。この最高価格が変更された場合には、変更された日が属する月の翌月1日以降に開始する最初の算定期間より、変更後の最高価格とします。

※2「非化石市場の売買手数料」とは、JEPXが定める非化石価値取引規程第20条に規定される売買手数料をいいます。この売買手数料が変更された場合には、変更された日が属する月の翌月1日以降に開始する最初の算定期間より、変更後の売買手数料とします。

※3「中間目標比率」とは、高度化法により当社が課される非化石電源比率をいい、原則として、毎年6月に、その年の4月から翌年3月までの期間において適用される目標比率が通知されます。中間目標比率が通知された場合には、通知された日が属する月の翌月1日以降に開始する最初の料金の算定期間より、変更後の比率とします。

※4「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指します。

グリーン促進費単価の改定
当社は、毎月 1 日時点において、グリーン促進費単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のグリーン促進費単価により算定するグリーン促進費の適用を開始するものといたします。

※その他の詳細は、電力需給約款別表第 6 条に定める内容をご確認ください。

■託送サービス変動相当額について（2026 年 11 月検針日以降に使用される電気に適用）

託送サービス変動相当額とは、各供給区域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、電灯時間帯別接続送電サービスおよび動力標準接続送電サービスにおける託送料金（総称して以下「託送料金等」といいます。）が変更される場合（ただし、消費税率の変更による税込後の託送料金等が変更となる場合は除き、この場合の消費税率変更後の託送サービス変動相当額は、消費税率変更前の託送サービス変動相当額（税抜）に変更後の消費税を加味することで算出します。）において、各算定期間の託送料金等と基準時点の託送料金等の差分に相当する額として当社が定める以下の算式により算定される金額といたします。下記金額は全て税込表記となります。

託送サービス変動相当額
＝託送サービス変動相当額単価（以下により算出される単価）×使用電力量（kWh）
託送サービス変動相当額単価
＝基本料金変動相当額※1（円/kWh）+ 従量料金変動相当額※2（円/kWh）

※1 基本料金変動相当額とは、供給区域ごとの基本料金変動単価を、契約種別によらずみなし供給条件（下記参照）を用いて、下記の算式により 1kWh あたりの単価に換算した金額（税込）を指します。

基本料金変動相当額（税込）＝ 基本料金変動単価（円）÷ みなし使用電力量（230kWh）

下記以外の供給区域
基本料金変動単価（税込）＝ 電灯時間帯別接続送電サービスの基本料金（税込）※3 の差額※4×みなし契約電力（3.6kW）×（1－動力比率※5）+ 動力標準接続送電サービスの基本料金（税込）※3 の差額※4×みなし契約電力（3.6kW）×動力比率※5

関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社の供給区域
基本料金変動単価（税込）＝ 電灯時間帯別接続送電サービスの基本料金（税込）※3 の差額※4×（1－動力比率※5）+ 動力標準接続送電サービスの基本料金（税込）※3 の差額※4×みなし契約電力（3.6kW）×動力比率※5

みなし供給条件：1 供給契約につき契約電力 3.6kW、使用電力量 230kWh とします。

※2 従量料金変動相当額とは、供給区域ごとに下記に基づき算出します。
従量料金変動相当額（税込）＝（電灯時間帯別接続送電サービスの電力量料金（昼間時間帯に適用される 1kWh あたりの税込単価）の差額※4×50% + 電灯時間帯別接続送電サービスの電力量料金（夜間時間帯に適用される 1kWh あたりの税込単価）の差額※4×50%）×（1－動力比率※5）+ 動力標準接続送電サービスの電力量料金（1kWh あたりの税込単価）の差額※4×動力比率※5

※3 本項における基本料金とは、契約電力が過去の一定期間の最大需要電力等により定められる場合（実量契約）に適用される基本料金であって、契約電力 1 キロワットあたりの金額（関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社および四国電力送配電株式会社の供給区域における電灯時間帯別接続送電サービスについては、最初の 6kW までの金額）として定められるものを指します。

※4 差額とは各算定期間に適用される各託送料金から基準時点※6 に適用される各託送料金を差し引いたものを指します。

※5 動力比率とは、資源エネルギー庁が公表している電力需要実績に係る情報に基づき算出された、当社の低圧合計の需要実績に対する電力の需要実績の比率を指します。なお、この動力比率は(1)毎年 3 月 1 日および(2)託送料金等について一般送配電事業者が公表をした日に見直すものとします。動力比率の見直しにおいては、見直し日の終了時において公表されている最新の需要実績により算定するものとし、見直し日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の算定期間より、当該需要実績により算定された動力比率を適用するものとします。

※6 基準時点とは、2026 年 10 月 31 日終了時を指します。

託送サービス変動相当額単価の改定
当社は、毎月 1 日時点で託送料金に係る状況を見直し、必要と判断した場合は託送サービス変動相当額単価を改定することができます。改定を行う場合は、改定内容について当社が適当と判断した方法により周知いたします。改定後の単価は、同月の検針日から翌月の検針日の前日までの期間より適用されます。

※その他の詳細は、電力需給約款別表第 7 条に定める内容をご確認ください。

■容量拠出金反映額について

容量拠出金反映額とは、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額を、2024 年 4 月の検針日以降の期間にお客さまが使用する電気の料金においてお客さまに請求するものであり、以下に定める「容量拠出金反映基礎額」に対し、以下に定める「容量拠出金反映調整額」を加減算した金額の合計をいいます。

A. 容量拠出金反映基礎額
容量拠出金反映基礎額は、【契約電力(※1) (※2) × 容量拠出金反映基礎額単価(※3)】の算式によって算定する金額とします。
※1：料金の算定期間の途中で契約電力を変更した場合は、当該算定期間中に適用された日数がより多い契約電力の値を適用いたします。
※2：下表の契約種別のお客さまには、下表のみなし契約電力の値を適用します。
なお、当社は、毎月 1 日時点においてみなし契約電力の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のみなし契約電力の値の適用を開始するものといたします。

対象となるお客さま	みなし契約電力
名称に「くらしプラン」を含む契約種別のお客さま	3kW
名称に「しごとプラン」を含む契約種別のお客さま	7kW

※3：容量拠出金反映基礎額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、広域機関より開示される容量拠出金の見込金額をもとに、年度（毎年 4 月の起算日から翌年 4 月の起算日の前日までの期間）分として供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各年度において適

用する容量拠出金反映基礎額単価を、当社が適当と判断した方法にて事前に公表いたします。 N月の起算日からN+1月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に含まれる容量拠出金反映基礎額は、N月1日からN月末日までの期間における容量拠出金を対象とします。 B. 容量拠出金反映調整額 容量拠出金反映調整額は、【契約電力(※1)(※2)×容量拠出金反映調整額単価(※3)】の算式によって算定する金額とし、当社は、容量拠出金反映調整額の加減算により、「容量拠出乖離額」(容量拠出金反映額として当社がお客さまに請求した金額から、当社が広域機関より請求される容量拠出金の金額を引いた金額をいいます。)に係る調整を行うことができますものとし、ます。なお、当該調整は、その調整の大元となる容量拠出金反映額の請求を受けたお客さまか否かにかかわらず、 ※1：料金の算定期間の途中で契約電力を変更した場合は、当該算定期間中に適用された日数がより多い契約電力の値を適用いたします。 ※2：容量拠出金反映基礎額におけるみなし契約電力の定めを同様に適用します。 ※3：容量拠出金反映調整額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、容量拠出乖離額とともに、各月の起算日から翌月の起算日の前日までの算定期間分として供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各算定期間において適用する容量拠出金反映調整額単価を、当社が適当と判断した方法にて、原則として事前に(広域機関からの通知時期や料金計算の事務手続き上の都合等その他の事情によりやむを得ない場合は、金額確定後速やかに)公表いたします。 容量拠出乖離額が0円未満の場合は、容量拠出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金反映基礎額に加算するものとし、容量拠出乖離額が0円以上の場合は、容量拠出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金反映基礎額から減算するものとし、ます。 N月の起算日からN+1月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に含まれる容量拠出金反映調整額は、以下の期間における容量拠出金に基づき算出する容量拠出乖離額を対象とします。 ・N-4月1日からN-4月末日までの期間における容量拠出金 ・N-8月1日からN-8月末日まででの期間における容量拠出金 ・N-12月1日からN-12月末日までの期間における容量拠出金 ただし、広域機関が、当社に対して過去に請求した容量拠出金を変更・修正した場合には、上記にかかわらず、当該変更・修正により発生した容量拠出乖離額に係る調整を行うことができますものとし、ます。この場合、当該調整は、原則として、当該変更・修正の通知を当社が受領した日が属する月の翌々月の起算日から翌々々月の起算日の前日までの期間を算定期間とする容量拠出金反映調整額にて行います。 ※当社は、前述にかかわらず、当社の裁量により、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、容量拠出金反映額の一部もしくは全部について料金に加算しないこと、または容量拠出金反映額の一部もしくは全部について分割にて料金に加減算することができるものとし、ます。 ※容量拠出金反映額の加減算を分割にて行っているお客さまの電力需給契約が終了する場合、電力需給契約が終了した日時点における料金に加減算していない容量拠出金反映額の合計金額(以下「未履行反映額」といいます。)については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとし、ます。 ※未履行反映額を減算する場合で、かつ未履行反映額が最終の料金の請求金額を超過した場合、当社は別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客さまに返金いたします。お客さまの責めに帰すべき事由により返金を行うことができない場合、当社が適当と判断した方法にてお客さまに通知することで是正を求めますが、当社が当該通知を発した後6ヶ月以内にお客さまが	これを是正しない場合(お客さまの責めに帰すべき事由により、当該通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。)には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行反映額の返還請求権は消滅するものとします。 ※その他の詳細は、電力需給約款別表第8条に定める内容をご確認ください。
---	--

これを是正しない場合(お客さまの責めに帰すべき事由により、当該通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。)には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行反映額の返還請求権は消滅するものとします。 ※その他の詳細は、電力需給約款別表第8条に定める内容をご確認ください。	クーリング・オフに関するお知らせ(法人のお客さま、および個人のお客さまのうち営業のためにまたは営業としてご契約いただいたお客さまは除きます。) 1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売によりご契約された場合、法定の重要事項説明書面をお客さまが受領された日を含め、8日を経過するまでは、書面または電磁的記録(当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等)により本契約のお申し込みの撤回または契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができます。 2. 上記1の期間が経過した後であっても、お客さまが、当社がクーリング・オフに関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が威迫したことにより困惑し、これらによってクーリング・オフを行わなかった場合、当社が改めてクーリング・オフを行う事ができる旨を記載して交付した書面をお客さまが受領した日を含め8日を経過するまでは、書面または電磁的記録(当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等)によりクーリング・オフを行うことができます。 3. お客さまがクーリング・オフをする場合は、クーリング・オフに係わる書面または電磁的記録(当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等)を発した時(郵便消印日付や受付フォームの受付日時など)に、その効力が生じます。 4. クーリング・オフがなされた場合、 ①当社は、お客さまに対し、クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払を請求することはありません。 ②すでに引き渡された商品の引取り費用は当社が負担します。 ③お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、当社は、速やかにその全額を返還します。 ④お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。 ⑤お客さまは、役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、当社に対し、原状回復に必要な措置を無償で講じるよう請求することができます。 5. クーリング・オフを行う場合、必要事項を記載のうえ当社まで書面または電磁的記録(当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等)にてご送付ください。 名称：Japan電力株式会社 住所：〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名 2丁目 2-13 ビーロット大名ビル 6F 書面の記載内容： (1)お客さまの氏名、住所、電話番号、(2)ご契約日(お申込日)、(3)販売店名、住所、電話番号 (4)ご契約の電気料金メニュー名、(5)「(2)の日付の申し込みを撤回します。/本契約を解除します。」 6. 当社ホームページよりクーリング・オフを行う場合は、下記 URL よりお手続きください。 https://japaden.jp/coolingoff/
--	--